

平成29年2月14日 南秋4町村

## 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う 事業者の手続き等について

南秋4町村では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。それに伴い、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」事業者が行わなければならない手続き等がありますので、遺漏のないようお願いします。

### 1 事業者の指定について

#### ①平成27年3月31日までに指定された事業所

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで「訪問型サービス」「通所型サービス」の「みなし指定」を受けていますので、指定申請は不要です。

#### ②平成27年4月1日以降に指定された事業所

平成29年4月1日までに指定申請の手続きが必要となります。後日、申請方法等の通知をします。

#### ③指定有効期限が平成29年4月1日～平成30年3月31日までの事業所

①の事業所のうち、平成30年3月31日までの間に指定更新が必要な事業所については、受け入れる利用者の状況を鑑みて、適切に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を更新してください。

##### <南秋4町村の利用者について>

- ・平成30年4月1日に総合事業に完全移行することから、平成30年3月31日までは、町村民の中で、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスの対象となる利用者が存在します。
- ・平成30年3月31日までに有効期限が切れる事業所については、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を更新しない場合、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスの対象となる利用者にサービスが提供できません（介護予防サービスの請求が通りません）。

##### <南秋4町村外の利用者について>

- ・平成30年3月31日までは、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスの対象となる利用者が周辺市町村等に存在します。
- ・平成30年3月31日までに有効期限が切れる事業所で、南秋4町村外の利用者を受け入れている事業所は、受け入れている利用者が所在する市町村が、総合事業にいつ、どのように移行するのか確認する必要があります。

それらの市町村が総合事業に移行する前に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を更新しない場合、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスの対象となる利用者にサービスが提供できません（介護予防サービスの請求が通りません）。

いずれの場合も、担当の介護支援専門員と連携を取り、受け入れる利用者の状況を確認するようにしてください。

- ★「第1号訪問事業」「第1号通所事業」の事業者指定に係る審査手数料は、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」と同額です。

## 2 法人の定款の変更及び事業所の運営規程等の作成について

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、「介護予防サービス」とは別のサービスです。そのため、法人の定款の変更や事業所の運営規程及び重要事項説明書の作成等が必要です。

### (1) 法人の定款

次の記入例を参考に、総合事業を行う旨を新たに位置付けてください。

**記入例** 「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」

.....

「介護保険法に基づく指定介護予防・日常生活支援総合事業」

※ 「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、平成30年3月31日までは事業を実施するため、それまでは削除しないでください。

※ 平成27年3月までに指定された事業所については、平成30年3月31日までは「みなし指定」を受けているので、それまでの間に変更しておいてください。

※ 平成27年4月以降に指定を受けた事業所については、「みなし指定」がありませんので、平成29年4月1日以降に総合事業を行う場合、それまでに変更が必要です。

### (2) 運営規程、重要事項説明書

#### ア) サービスの表記の変更

タイトルも含め、現在の運営規程や重要事項説明書で使用されている表記を次のように変更する必要があります。

・「介護予防訪問介護」⇒「第1号訪問事業」

・「介護予防通所介護」⇒「第1号通所事業」

※ 平成30年3月31日までは介護予防サービスを実施する可能性があるため、それまでは次のような表記が想定されます。

・「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護および第1号訪問事業」

・「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護および第1号通所事業」

#### イ) 文中で引用する要綱等について

文中に法令等を引用している場合、変更が必要な表記について確認し、適切に修正等を行ってください。

・「〇〇町村介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を「〇〇町村介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービス事業等に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」に変更

・「〇〇町村条例」を「〇〇町村要綱」に変更

・「介護予防サービス計画に基づき」を「総合事業によるサービス計画」に変更

※ 平成30年3月31日までは介護予防サービスを実施する可能性があるため、それまでは次のような表記でも差し支えありません。

・「〇〇町村条例」を「〇〇町村条例および〇〇町村要綱」「〇〇町村条例等」に変更

・「介護予防サービス計画に基づき」を「介護予防サービス計画または総合事業によるサービス計画に基づき」「介護予防サービス計画等に基づき」と変更

#### ウ) 利用料金等について

概ね現在の介護予防サービスの料金と変更はありませんが、第1号通所事業については変更があるため、その内容を反映させてください。

## エ) 運営規程の作成及び届出について

- ・ すべての事業所において、平成29年4月1日を施行日とする運営規程を作成する必要がありますが、平成27年3月31日時点で指定を受けていた「みなし指定」の事業者については、町村への届出は不要です。
- ・ 平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は、総合事業の指定申請を行う際、申請書類に添付して提出してください。
- ・ 平成29年4月1日以降に新規または更新の指定を受ける事業者については、指定申請を行う際、申請書類に添付して提出してください。

## オ) 要介護者向けと要支援者等向けの切り分け

これまで、要介護者用と要支援者用を共用で作成していた事業所は、それぞれ分けて作成する必要があります。

- ・ (介護予防)訪問介護⇒「訪問介護」と「介護予防訪問介護」「第1号訪問事業」
  - ・ (介護予防)通所介護⇒「通所介護」と「介護予防通所介護」「第1号通所事業」
- ※ 平成30年3月31日までは介護予防サービスを提供する可能性がありますので、それまでは「〇〇介護」「介護予防〇〇介護および第1号〇〇事業」としても差し支えありません。

## (3) 契約書

### ア) サービスの表記の変更

「(2)運営規程、重要事項説明書」を参考に、現在の契約書で使用されている表記を適切に変更してください。

### イ) 契約の締結時期

利用者の現在の要支援認定期間中は、介護予防サービスの利用者ということになるため、次の要支援認定期間の開始時に総合事業の契約を締結してください。

要支援認定の更新時期は利用者ごとに違うため、事業所は平成29年4月までに契約書のひな型を用意しておき、その後、認定更新をした利用者と契約を締結することになります(平成29年4月1日付で一斉に契約変更するものではありません)。

※契約締結の際は、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ることが必要です。